

令和5年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議録

日 時	令和5年10月3日（火）13:00～14:40
場 所	長浜市役所本庁舎5階 5-A会議室
出席者	<p>出席：中村座長※、林委員、雑賀委員、加藤委員、北川委員、太田委員、佐野委員、 下川委員、橋本委員、野坂委員（計10名） ※zoom参加</p> <p>欠席：山崎副座長、増田委員（計2名）</p> <p>傍聴者：なし</p> <p>事務局：長浜市健康福祉部 横田部長、山口次長 長浜市しょうがい福祉課 真壁、富永、松尾、細川、花澤 発達支援センター 松山、勝見</p>
<p>1. 開会あいさつ（健康福祉部 横田部長） *配布資料の確認</p> <p>2. 議事</p> <p>座 長：それでは、議事に入っていきたいと思います。会議の終了時刻は15時を目途としておりますので、皆様よろしくお願ひします。 まず、「会議の公開について」、これまで通り、今回も公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>座 長：異議なしと認めます。 それでは、本会議については、公開とさせていただきます。（傍聴希望者なし） お手元の次第をご覧ください。次第2「議事」（1）長浜市しょうがい福祉プランの素案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>（1）長浜市しょうがい福祉プランの素案について</p> <p>事務局：長浜市しょうがい福祉プラン素案について 配布資料をもとに説明《内容省略》</p> <p>座 長：ありがとうございました。今の説明について何か委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>委 員：特定医療費（指定難病）受給者証所持者について、令和2年度から令和3年度にかけて100人近く増加しているように見えます。この特定医療費は毎年更新となっておりますが、令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルスの影響で更新がありませんでした。疾病の軽症化や死亡等により返却されますが、そのまま所持されたままにより急に増えたようになっていいます。ただ、難病の疾患は、平成30年は330疾病でしたが366疾病に拡大しているため、微増か横ばいの傾向となっております。</p> <p>座 長：特定医療費（指定難病）受給者証所持者に関しての情報提供ということではよろしいですか。</p>	

委員：令和2年度から令和3年度にかけて100人近く増加し、驚かれていますと思いますが、様々な申請手続き上の理由によるものです。

座長：事務局は特に何かありますか。

事務局：特にございません。ありがとうございます。

座長：他にご意見ございませんか。

委員：精神保健のところで、精神保健・医療となっていますが、福祉という言葉が抜けているのが気になりました。

座長：事務局はいかがでしょうか。

事務局：精神保健、福祉、医療の3つがセットである認識でしょうか。

委員：「精神保健福祉医療」という言い方をしているので、福祉という言葉が抜けているのが気になりました。様々なサービスでは、「福祉」と言葉が入ると思います。

事務局：サービスの名称等において、「精神保健」と「福祉医療」がセットであるということでしょうか。

委員：そうです。「福祉」の言葉が抜けているのが意図的なことかと思いました。

事務局：認識が不足していましたので、追加の方向で検討をさせていただきます。

委員：県立精神保健福祉センターは、医療を提供せず相談支援の場であります。医療を提供するのは、県立精神医療センターになりますので、「福祉」の言葉があった方が良くと思います。

座長：他にいかがでしょうか。順番にご発言をいただければと思います。

委員：精神科病院で長期入院されている人の地域移行について、病院としてまだまだ取組ができていない部分があるので、これから力を入れていきたいと思っています。保健所とも連携しながら、市も積極的に一緒になって地域移行を進めていければと思いますのでよろしく願います。以上です。

座長：続いて、ご発言をお願いします。

委員：移動支援や交通手段に関連して、地域格差があるように感じることもあり、長浜養護学校の送迎が木之本までとなっています。合併する前は、距離的に難しいと聞いたことがあります。合併後もその方針は変わっていないのかどうか。西浅井まで送迎できない理由はなぜなのか。来年の入学のこともあるので、どこに相談すれば良いのか。

事務局：前回の推進協議会での意見を伺い、市から養護学校へ要望させていただきました。夏前あたりに、西浅井地域への送迎バスの延長を検討しておられるなかで、バスの一時停留所についての相談を受けました。その後、県で検討され、最終結果はどうなったのかの結論は聞いていません。

委員：この件については、長浜市か県のどちらに話を伺えばいいのですか。

事務局：市でも最終どうなったのかの確認は養護学校に問い合わせできます。直接、県の方に確認していただくことも可能です。

委員：ありがとうございます。以上です。

座長：続いて、ご発言をお願いします。

委員：重度心身障害の人、特に医療的ケアが必要な人が使えるサービスが少ない印象を持っています。医療短期入所の施設が県南部にしかない、又は県外施設を利用している人も多いと聞いていますので、かなりご家族の負担は大きいと思います。素案のなかに、重度しょうがい者（医療的ケア）対応のグループホームの創設を進めますと挙がっていますので、早い時期の整備に期待をします。また、お子さんの入浴サービスや入浴の福祉用具に関して、なかなかサービスが受けられない、補助が受けられないとの声も聞いていますので、ぜひその支援も進めていただければと思います。以上です。

座長：事務局はいかがでしょう。

事務局：福祉用具の件について、日常生活用具のなかで入浴用具の支給はありますが、手帳等の要件があり、誰しものが利用できる訳ではないため、その点をお話されていることと思います。検討をしていければと思います。

座長：続いて、ご発言をお願いします。

委員：就労支援について、特別支援学校卒業後、就労移行支援事業所で力を持っている人もいますが、一般就労に向けての知識がない人が多くおられるなと思うことがありました。周りのサポートによって、一般就労につながるケースもあったので、連携して進めていければと思います。

座長：事務局はいかがでしょう。

事務局：就労に関して、「就労選択支援」という新しい事業が令和7年度から開始されます。湖北地域でモデル事業として取り組もうとしています。プランへ反映はできていませんが、就労移行支援と併せて、福祉就労から一般就労へ進めていけると思います。令和8年度のアクションプラン見直し時に反映ができればと思います。

座 長：続いて、ご発言をお願いします。

委 員：重度しょうがいの人等が行事に参加する際に交通手段の問題があります。市に車があると最近聞いたので使ってみようと思っていますが、運転手が必要になります。また、組織の高齢化が進んでいて、事務や配り物が重荷になっており、続けていけるか不安な部分があります。市の支援があれば、繋がっていけるのかと思います。

座 長：市の支援について、どういうことがあれば続けていけるとおもいますか。

委 員：事務や配り物を車で回って歩き、声掛けをすることが難しくなっています。

座 長：事務局はいかがでしょうか。

事務局：市に車があるということですが、どこにあるかご存じでしょうか。

委 員：車いすが乗れる軽自動車当社協にあると聞きました。

事務局：車は社協にあるという確認ができました。また、事務については、これまでからご相談いただいております、そのあたりの支援ができるのかなと思います。

座 長：続いて、ご発言をお願いします。

委 員：令和4年度に市で策定された「長浜市地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会において、令和6年度からの「地域福祉活動計画」を作成し進めようとしています。地域福祉の推進に関して、地域の方々の力を借りながら、何かアクションを起こそうと思っています。しょうがい当事者の活動を地域ぐるみで進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。また、9月に長浜米原しょうがい者自立支援協議会で、「道草」という映画の上映会を開催し、民生委員・児童委員の方にもお声掛けをし、大きな反響をいただきました。知っていただくために啓発が必要だと強く感じましたので、社会福祉協議会として、また自立支援協議会としてもやっていきたいと思っております。

座 長：良い映画だと聞いています。

委 員：重度の知的しょうがいや強度行動しょうがいの方が、一人で生活するのは難しいですが、重度訪問介護等のサービスを利用しながら、どんなに重いしょうがいがあっても住み慣れた場所や住みたい地域で生き生きと暮らしていけることを描いたドキュメンタリー映画となっています。

座 長：続いて、ご発言をお願いします。

委 員：成果目標の中で、精神病床から地域移行支援・地域定着支援を利用する人の数（延人数）が令和8年度までに1人となっています。コロナ禍で、県主催の精神しょうがい者支援会議が

3年近く開催できておらず、ようやく会議を開催することができるようになったので、地域移行に取り組んでいきたいと思ひます。以上です。

座長：続いて、ご発言お願いします。

委員：精神しょうがい者の精神病床からの地域移行に関して、成果目標値が1人というのは少ないと思ひます。地域移行支援や地域定着支援の事業を使つての意味合いの数値だと思ひますが、実際は、事業を使わずに計画相談のなかで、地域移行をされている人もいます。実際に動いているところもあるので、目標数値は少ないと感じます。

また、地域移行に関して、病院の出す力と地域での受け止める力の双方が合致しないと、なかなか解決できない本当に難しい問題でありますので、地域の社会資源を整えていくのが大切だと思ひます。実際に地域移行できたとしても、その後がとても大切なことで、予防をきっちりとできる必要があります。精神関連で言ひますと、精神障害者手帳の2級までは医療費助成が受けられる仕組みですが、3級所持者の人も多くおられます。予防の観点から、拡充をしていただければと思ひます。

あと、全体的なことと言ひますと、しょうがい者の啓蒙啓発について、学校教育の段階から浸透していければ良いかと思ひます。手話に関して、小さい時から手話に慣れ親しんでいけるように、授業の一環として手話の授業があつたりする等、様々な場面で手話が目に付くようなことも必要なと感じています。以上です。

座長：事務局はいかがでしょうか。精神病床からの地域移行の成果目標が1人というのは、人数割りで国から県へ、県から市へきていて、1人くらいだと想像しますが、いかがでしょうか。

事務局：現状は、地域移行支援というサービスを利用しての病院から地域移行の人数は0人となっています。座長が言われるように、国で数値が決められて、県を通じて示される数値もあります。把握がしやすいという意味で、地域移行支援というサービスを利用しての地域移行の数値を設定させていただきました。委員のご意見も踏まえまして、修正等も考えたいと思ひます。

委員：地域移行について、病院の出す力と地域の受入体制のことをお話いただきましたが、実際の現場で長期の方の退院が進まないなかで、ご家族の理解が必要となってきます。全員ではありませんが、入院が長引くほど、退院の話についてのご家族の理解がなかなか難しい。当事者の地域で暮らす権利があるので守つていかなければならない一方で、ご家族が少しでも本人さんのこれからの生活に向けて前向きに考えてもらえるような関わり方をしていくことも大切だと思ひます。それにはかなりの労力が必要となり、本人さんとご家族の関係を保つていきたいので、バランスを考えていくのが難しいです。病院だけでなく、保健所、事業所、市等の関係機関が関わり、退院後の地域でのバックアップをしていくことが、ご家族の安心できる材料になれば良いかなと思ひます。

座長：ありがとうございます。長浜だけでなく、日本全体で続いている問題だと思ひます。続いて、ご発言お願いします。

委員：精神病床からの地域移行の成果目標が、3年間で1人というのは少ないと思います。昨年、国連の障害者権利委員会で日本の現状を報告した際に、国連から指摘がありました。その一つに精神病院の収容についての指摘もされた。世界の目は、日本の福祉や医療のあり方を良しとしていない。精神しょうがい者の地域移行は様々な障壁があるが、国から出てきた数字の割り算ではなくて、10人単位の目標でやっていくという姿勢で取り組んでほしい。

座長：大きな目標を掲げてやっていくことがあっても良いと個人的には思います。事務局はいかがでしょう。

事務局：成果目標については、再度検討させていただければと思います。

委員：一般就労について、定着して働きたいという気持ちで働いている人もいるけれども、しょうがいを抱えてきた人みんなが従順に働くとは限らない。しょうがいのある人とそうでない人が一緒に仲良く働いていけるかと言えば、そう簡単なことではない。特に精神しょうがいの施策の遅れは、目に余るものがある。一般就労と言われるわりになかなか進まないのが現状。当事者団体、しょうがい当事者、その家族、支援者等が高齢化になっているなかで、元気になるようなプランの作り様があったのではないかと少し思います。

座長：他に意見があればいかがでしょう。なければ、議事を進めさせていただきます。次第の(2)その他につきまして、委員の皆様あるいは事務局から何かありますか。その他全体を通してご意見、ご質問等はございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から連絡事項があればお願いします。

(2) その他

事務局：ご意見等あればしょうがい福祉課まで随時お願いします。今後のスケジュールですが、市議会への報告を得て、長浜市しょうがい福祉プランのパブリックコメントを11月に実施予定です。パブリックコメントの意見等も踏まえて最終案の調整を行います。次回の会議は、来年1月頃にプランの最終案審議について開催を予定しておりますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。事務局よりは以上となります。

座長：ありがとうございます。以上で令和5年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会の議事を終了します。長時間にわたりご意見等いただきありがとうございました。本日は急遽Zoomでの参加となりました。次回もよろしくお願いいたします。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局：中村座長ありがとうございました。
それでは閉会にあたりまして、健康福祉部次長 山口よりごあいさつ申し上げます。

4. 閉会あいさつ（健康福祉部次長）

事務局：これで令和5年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会を閉じます。皆さま、お気をつけてお帰りください。本日はお疲れさまでした。